「九三〇五・二〇	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの	六・六％」

に改める。

別表第九四類の注1(g)中「から第八五・二一項まで」を「若しくは第八五・二一項」に改め、同注2(a)中「棚付き家具」の下に「（単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）」を加える。

別表第九五類の注1(m)中「並びに無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）」を「、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）（第八五・二三項参照）、無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第八五・四三項参照）」に改める。

別表第九五類に号注として次のように加える。

号注

1　第九五〇四・五〇号には、次の物品を含む。

(a)　ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）

(b)　ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）

この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第九五〇四・三〇号参照）を含まない。

別表第九五・〇四項中「遊戯場用」を「ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用」に改め、同表第九五〇四・一〇号を削り、同表第九五〇四・三〇号中「ボーリングアレー用」の下に「自動」を加え、同表第九五〇四・四〇号の次に次の一号を加える。

九五〇四・五〇	ビデオゲーム用のコンソール又は機器（第九五〇四・三〇号の物品を除く。）	無税

別表第九六・〇八項中

「九六〇八・三一	万年筆その他のペン	無税
九六〇八・三九	製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）	無税
	その他のもの	
	一　軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞう又はべっこうを使用したもの	六・六％
	二　その他のもの	無税
九六〇八・三〇	万年筆その他のペン	無税
	一　軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	六・六％
	二　その他のもの	無税

」

に改める。

別表第九六・一八項の次に次の一項を加える。

九六・一九	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	
九六一九・〇〇	一　紙製、セルロースウォッディング製、セルロース繊維のウェブ製又は紡織用繊維のウォッディング製のもの	無税
	二　綿製のもの	六・五％
	三　その他のもの	三・九％

別表の付表第二第四号の品目欄中「第〇九一〇・一〇号の一」を「第〇九一〇・一一号の一又は第〇九一〇・一二号の一」に、「第一二一二・二〇号の一」を「第一二一二・二一号」に改める。

（関税法の一部改正）

第三条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「の積込み」を「の積込み等」に改め、同項第五号の三中「第六十七条の二第一項第二号」を「第六十七条の二第二項第二号」に、「時期」を「手続」に改める。

第七条の九第一項中「（承認の失効）及び（承認の取消し）」を削り、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

第七条の十五第一項中「一年」を「五年」に改め、同条第二項中「更正の請求」の下に「（以下「更正の請求」という。）」を加える。

第十三条第二項第一号中「（決定」を「（更正及び決定」に改め、同項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を加える。

第十四条第一項中「次に掲げる更正」を「関税についての更正、決定」に、「三年」を「五年（第六条の二第一項第二号イ又はホ（税額の確定の方式）に規定する関税で課税標準の申告があつたものに係る賦課決定については、三年）」に改め、「（同日前に期限後特例申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日とのいずれか遅い日）」を削り、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、同項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。

第十四条第三項中「第一項各号又は前項各号に掲げる」を削り、「これら」を「前二項」に改める。

第十四条の二第一項中「から三年間（前条第二項又は第三項に規定する更正、決定又は賦課決定に係る関税については、五年間）」を「（前条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日とする。）から五年間」に改め、同条第二項中「の絶対的効力及び（時効の中断及び停止）」を削り、「第三項第四号を除く。）」の下に「（時効の中断及び停止）」を加え、「関税の納付」を「関税等の納付」に改め、「（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付）」を削り、「（法定納期限等」を「（更正、決定等の期間制限」に改め、「規定する法定納期限等」の下に「（同条第二項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」を加え、「（決定」を「（更正及び決定」に改める。